

「第六次滋賀県廃棄物処理計画(本編)」および「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画(別冊)」の素案に対する主な御意見と対応案

※素案から素案修正版作成に当たり、章構成の整理を行っているため、前回部会時の構成と一部異なっています。

No.	場所		委員意見 (前回部会の会議概要)	事務局回答 (前回部会の会議概要+補足)	対応案
1	本編素案	p1	食品ロス対策の理由について、現行の「食品の価値は時間の経過で損なわれる」という記述は再検討の余地がある。食品ロスはごみの中でも生ごみの重量が大きく、また「もったいない」の象徴であり、関係者の連携により「三方よし」を実現できる点を理由として明記することが望ましいと考える。	食品ロスを別冊とする理由については、指摘を踏まえ、記載内容の書きぶりを再検討する。	修正しました(P3の7~10行目)。なお、「三方よし」については食品ロス削減推進計画に記載していません。
2	本編素案	p10	漂着ごみについて、琵琶湖は海洋ごみと異なり、流入源は河川や陸地に限定されるため、流入防止のモデル構築に取り組むべきである。琵琶湖の環境保全の象徴性を踏まえ、漂着ごみの発生源や組成を分析し、ポイ捨て由来か産業系か、あるいは災害時の流出かを明らかにする必要がある。排出源の特定により、事業者のバックヤード管理や市民の行動など、優先的なアプローチ対象を明確化することが望ましい。現状で分析が進められているかを確認し、未実施であれば今後の課題として検討すべきである。		
3	本編素案	p10	プラスチックごみと聞くと目に見える製品を想起しがちであるが、農業用肥料の被覆材が重要な発生源である。滋賀県の河川はすべて琵琶湖に流入し、被覆肥料は広く使用されているため、湖底ごみの約75%がプラスチックで占められていると推察される。環境こだわり農業を実施する一部の農家では問題がないが、一般的な農業では被覆肥料の使用が常態化しており、これが琵琶湖のプラスチック問題の主要因となっている。プラスチックごみ対策は末端処理だけでなく、発生抑制が不可欠であり、入口対策として被覆肥料の使用削減を最大の目標とすべきである。この課題解決には農政部門との連携が不可欠であり、滋賀県の農業従事者全員に対し、被覆肥料によるプラスチック流入防止の重要性を周知することで、琵琶湖のプラスチック問題の大部分を解決できる可能性がある。琵琶湖の漂着ごみは海洋ごみとは異なり、河川や農地からの流入が主因であるため、農業由来プラスチックへの対策を重点的に講じる必要がある。	漂着ごみに関しては、行政と県の研究機関が連携し、琵琶湖へのプラスチック流入に関する調査を実施中である。調査では、流入するプラスチックの種類や発生源の特定を進めており、その結果を踏まえ、流入防止を具体化する施策を検討する予定である。	農業系プラスチックについて追記しました(P12の7~10行目)。

No.	場所	委員意見 (前回部会の会議概要)	事務局回答 (前回部会の会議概要 + 補足)	対応案
4	本編 素案	P9	<p>No.2: プラスチック再生利用の目標設定については、国が自動車向け再生プラスチックを2030年までに2.1万トンとする方針を念頭に置いていたが、積み上げ方式での検討が不足していた点は指摘のとおりであり、再度精査する方針である。</p> <p>No.3: 廃プラスチックについては、委員指摘のとおり、建材由来のものは循環利用が困難であり、再生利用率3%引き上げの目標については精査し、具体的な実施方を検討する必要がある。</p> <p>No.4: 再生プラスチックについては、再生事業者からも需要側、すなわち使用者の重要性が指摘されている。社会全体が使い捨て型から循環型へ転換しなければ、将来的に資源確保が困難となる危険性がある。資材の価値を高め、循環利用を促進する仕組みを広く理解させることが不可欠であり、認知拡大と社会構造の変革が鍵となる。具体的な方策には至っていないが、かかる方向性を重視し、取組を推進する考えである。</p>	
5	本編 目標案	P4	<p>産業廃棄物、特に廃プラスチック問題について、将来予測で再生利用率を3%引き上げるとされているが、建設業由来の廃プラスチックは循環利用が困難であることが広く認識されている。したがって、単なる数値目標ではなく、具体的な取組や事例を丁寧に示し、方向性を明確化することが不可欠である。</p> <p>【補足】 廃プラスチック類の再資源化に関する目標: 廃プラスチック類に関する情勢は近年大きく変化しており、特に単一素材であるもの、不純物の混入がないものなど、質の高いものは有価物として扱われ始めています。不要となったプラスチック全体としては資源循環が進むものの、産業廃棄物である廃プラスチック類は、再生利用しにくい質の悪いものの比率が高まり、結果として再生利用率が上がらないことが想定されます。施策の方向性として、プラスチックの資源循環に係る目標を設定したいと考え再生利用率の3%引き上げを考えましたが、上記のとおり目標として課題があり、代わりとなる適切な目標も設定が難しいため、目標項目から削除したいと考えています。</p>	<p>廃プラスチック類の再生利用率は目標項目から削除したいと考えています。 また、廃プラスチック類の再資源化の現状について計画に追記しました(P19の7~10行目)</p>
6	本編 素案	—	<p>再生プラスチックについては、回収率を上げるだけでなく、回収後の再利用を確実にすることが重要である。現状では回収後の実態把握が不十分で、一部は燃料利用に回っている可能性がある。「責任ある循環型社会」を形成するためには、再利用を行う事業者への利用促進や認証制度などを導入し、単に流通に渡して終わりではなく、次の循環に貢献する仕組みが必要である。こうした取組を県としてどこまで関与できるのか、現状の範囲での見解を求めたい。</p> <p>廃プラスチック類の再資源化に関する対策: 廃プラスチック類対策は、①滋賀県産業廃棄物3R・循環経済促進事業、②再資源化事業等高度化法を活用した事業者支援を考えています。①②を活用し、製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業を担う静脈産業が連携・協力した廃プラスチック類の再資源化の促進や、事業者による廃プラスチック類の再資源化の高度化に対する支援を想定しています。</p>	
7	本編 目標案	P6	<p>サーキュラーエコノミーに関しては、「実践状況をどう把握、評価するか」が極めて難しい課題であり、引き続き検討を進める。</p> <p>【補足】 サーキュラーエコノミーについては、言葉だけでなく、その意味も含めて理解していただくことが、取組の推進につながると考えています。このため、単に認知しているかどうかだけでなく、意味も含めて理解しているかどうかを把握する内容に見直しました。なお、実際に取組を実践しているかどうかについては、判断の基準が個人によって異なることから、現時点では指標として把握することは難しいと考えています。</p>	<p>修正しました(P39の1~5行目)</p>

No.	場所	委員意見 (前回部会の会議概要)	事務局回答 (前回部会の会議概要+補足)	対応案
8	本編 素案	P16 リペアチャレンジは非常に良い取組であると考えている。その中で重要なのは、耐久財などを購入する際に、長持ちする高品質な製品を選び、長期使用を促す仕組みを整えることである。例えば、10年程度の長期保証のある製品や耐久性の高い製品を推奨することがサーキュラーエコノミーの観点で必要である。	市町のクリーンセンターに運び込まれる家具類には、壊れるなどで不要となったものの、価値を有するものが存在する。県は市町や事業者と連携し、これらを引き取り、修理や清掃を施し、再利用を図る取組をリペアチャレンジとして進めている。本事業は、従来の「買って使って捨てる」という一方向の流れを改め、修理を加えつつ長期使用する循環型の仕組みを経済活動の中に組み込むことを目的とする。資源の流入量を抑制し、容易に廃棄せず、価値を保持したまま長期にわたり使用することが肝要であり、サーキュラーエコノミーの核心と考えている。リペアチャレンジを通じ、この理念を広く周知し、認知度を高めることが、今後5年間におけるサーキュラーエコノミーへの移行の基礎になると考えている。	今後の参考とします。
9	本編 素案	P16 サーキュラーエコノミー推進の観点から、現状の家具販売のみでは尻すぼみとなる懸念があり、打ち上げ花火的な取組に終わらせないためには、市町との協力を強化することが不可欠である。 市町の主要課題である「ごみ問題」と「空き家対策」は極めて重要であり、特に空き家事業は市町行政において大きな比重を占める。リペアチャレンジを空き家リノベーション事業と連携させることで、付加価値を高め、滋賀県発の全国的なモデル事業として発信できる可能性がある。 全国的に空き家問題は深刻化しており、滋賀県は比較的良好な状況にあるものの、市町は依然として対応に苦慮している。市町が空き家リノベーションの際に補助を行うなどの空き家対策事業とリペア事業を組み合わせることで、単体の再生家具販売を超え、実用化に向けた大きなインパクトを生み出せる。 廃棄物行政の枠を超える部分もあるが、こうした連携を計画に盛り込み、一石を投じることで、事業の有効性を飛躍的に高めることができると考える。	空き家リノベーションとの具体的な連携策は現時点では未定であるが、委託事業者からも空き家問題の重大性について認識を共有している。 資源循環を図りつつ、社会課題の解決を目指し、事業の効果を数値として測定する方針である。これにより、経済的側面と社会的側面の双方を解決する仕組みを構築することを目指す。 現在は家具を対象としているが、将来的には家具以外の分野も検討し、他の社会課題との連携を模索する。これには新産業の創出や雇用の拡大が含まれる可能性がある。 空き家などの具体的な課題に対してどこまで関連して取り組めるかはわからないが、委員の指摘のとおり、空き家や未利用資源に価値を付与する取組も視野に入れ、前向きに検討を進める考えである。	今後の参考とします。
10	本編 素案	— サーキュラーエコノミーに関連し、広島県福山市に所在するエフピコ社では食品トレーのリサイクルを実施しており、回収した食品トレーを再加工し、再び食品トレーとして利用するという、真の意味での循環型利用を実現している。 業界においては、リサイクルは手間がかかり採算性に乏しく、特に廃プラスチック分野では赤字となる事例が多い。しかし、同社は国の支援制度を活用しつつ、黒字経営を達成している。 黒字化の要因は、排出者の協力により「きれいなトレーのみを回収」する仕組みを構築した点にある。これにより選別・粉碎・加工の工程が効率化され、最小限の経費でリサイクルが可能となっている。結果として、排出者の協力が事業成立の前提となっている。 今後、家具のリペア等の取組を進めるにあたり、排出者が協力しやすい環境整備と、事業者が事業化可能な仕組みづくりが不可欠である。こうした協力的体制が整って初めて、サーキュラーエコノミー制度の推進が実現すると考える。 県においても様々な取組を進めているが、その内容を広く周知するとともに、一人一人の協力の価値をより強く発信することを望む。	極めて重要な視点であると認識している。これまで県としては優良事例や連携事例の発信を行ってきたが、さらに踏み込み、分別する側の意識や、その推進に必要な要素を検討する必要がある。これには経済的側面も含まれる可能性があり、県としてどのように支援できるかを考えることが課題である。 サーキュラーエコノミーに関しては、分別する側が過度な負担を負うのではなく、それが社会の通常の仕組みとして資源が循環することが理想である。排出側、中間処理側、利用側のいずれもが当たり前循環を担う社会こそ、サーキュラーエコノミーの本質であると考えている。 その実現に向け、取組を進める事業者や関係者に対し、県がどのように支援や情報提供を行うか、また連携を促進する役割を果たすかが重要である。現時点で明確な仕組みは確立していないが、将来的なサーキュラーエコノミーの実現に向け、段階的に基盤を固めていくことが不可欠である。	今後の参考とします。

No.	場所		委員意見 (前回部会の会議概要)	事務局回答 (前回部会の会議概要+補足)	対応案
11	本編 目標案	P7	マイボトル使用可能スポット数について、目標値の妥当性を検討する必要がある。人口規模や効果的な対象を踏まえ、適切な数値設定を行うべきである。万博では会場内にウォーターサーバーを80カ所設置したが、それでも不足感があったとの意見が多く、参考事例として検討を深めるべきである。マイボトルスポットの設置に関しては、大学や商店街など、人の動線を考慮し、効果的な場所に設置されているかどうか重要である。	マイボトルの目標数についても、適切な数値設定の検討を進める。  【補足】 御指摘のとおり、スポットの数だけでなく、設置場所や使いやすさが重要であると考えています。このため、適切な目標として設定することが難しいことから、目標項目から削除したいと考えております。なお、滋賀県が事務局となっている関西広域連合広域環境保全局のマイボトルスポットMAPにより、マイボトルの利用を広く呼びかけるとともに、県としても、マイボトルの普及に向けた環境整備について、引き続き取り組んでまいります。	マイボトル使用可能なスポット数は目標項目から削除したいと考えています。
12	本編 目標案	P8	廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率について、過去に100%でなかった年があったことは驚きであった。立入検査実施率を確実に100%とすることが県民の安心・安全の担保につながると思う。資料1-2の11ページの優良産廃処理事業者認定数の目標を削除した背景には、小規模事業者への負担やコストの問題があるということで、その代替として、検査実施率100%を確保し、指導事項の有無を明示し、指導ゼロを目指すべきであろう。検査結果を通じて、すべての施設・事業者が適合していることを示すことで、循環型社会における安全性を担保する仕組みを構築することが望ましい。	施設の立入検査については、目標は当然100%であり、現場もその達成に努めている。ただし、施設更新が未完成のため検査が実施できない場合があり、その結果として数値上100%を下回ることがある。現場に行かずに終わらせる事例はなく、行くべき施設にはすべて検査を実施している。分母を施設全体数とした場合、未完成施設の影響で100%を切ることがあり、これがネガティブな発信になるとのことであれば、目標値の表現方法については工夫を検討する。指導事項については、軽微なものも含めて記載しており、現場では細部にわたるチェックを行っている。根本的な不適合ではなく、未然防止に近い細かな指摘が多い。指導事項は次年度に確認し、ほぼすべて対応済みである。今後、こうした実態をどのように表現するかを検討する。  【補足】 立入検査実施率について、施設更新に伴い未完成で検査が実施できない場合は、立入検査実施率の分母からはずして、集計を行うこととします。	原案のとおりとしたいと考えています(P41の19～27行目)。
13	本編 素案	P19	市町の災害廃棄物処理計画については、従来から課題を指摘しており、県の計画は平成30年3月策定のものを見直す方針であるが、市町の計画も現状に即した形で随時見直しを促す必要がある。実効性のある計画策定を進めるとともに、訓練の実施を通じて県民への周知を図ることが望ましい。	災害廃棄物処理計画の見直しについては、現在国の方針が見直されているところであり、それを踏まえてまず県が計画を見直す。その後、県内市町に対して見直しを促進できるよう、県として支援を行う予定である。国の方針を参照しつつ、計画の実効性を確保し、広く周知できる内容とすることを旨とする。	原案のとおりとしたいと考えています(P42の12～14行目)。なお、市町の計画見直しについては、県計画見直し後に対応します。

No.	場所	委員意見 (前回部会の会議概要)	事務局回答 (前回部会の会議概要+補足)	対応案	
14	別冊 素案	P1	資料2-1の1ページの計画策定趣旨において、SDGsとの対比が示されているが、滋賀県独自の「MLGs」も併記することで、滋賀県らしさを強調できると考える。「三方よし」など県独自の理念を反映するため、SDGsの下にMLGsとの対比を掲載することを提案する。	—	御意見を踏まえ修正しました(P2の1～9行目)。
15	別冊 素案	P12	資料2-1の12ページに記載された先進的取組事例の紹介は重要であり、優れた取組を行った事業者への表彰を積極的に実施すべきである。表彰の基準や対象については議論が必要であるが、全国的な大規模事業者ではなく、県内の小規模事業者を対象とすることが望ましい。特に食品ロス削減に取り組む小売店や飲食店など、地域の事業者を勇気づける形で表彰を行うことが、地元企業の意欲向上につながると思われる。	【補足】 小売事業者も表彰の対象となっております。審査会においても、削減の総量のみでなく、事業規模、業種に応じた創意工夫や波及性を評価されており、引き続き御意見にあります通り、食品ロス削減の取組を後押しできるように努めてまいります。	—
16	別冊 素案	—	表彰制度やMLGsに関する議論を踏まえ、滋賀県独自のキーワードである「三方よし」をより強調し、全体施策に反映させるべきであると思われる。表彰制度についても、「三方よし」の理念を取り入れ、事業者・行政・県民の協働を促進する方向に寄せることが望ましい。 京都市では、2000年のごみ量ピーク時からの半減を目指し、「しまつのこころ条例」を制定しており、ごみ減量を生活文化として推進し、事業者・行政・市民の役割を明確化し、実施義務と努力義務を区別するなど、メリハリのある施策を講じている。 滋賀県においても、京都市の事例を参考にしつつ、「三方よし」を活用した施策を盛り込み、県独自の特色を打ち出すことが有効であると提案する。	【補足】 滋賀県では「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」として、県民・事業者・団体・行政等が連携して食品ロス削減に取り組んでいるところです。 このうちの事業として、表彰や滋賀県独自の推奨店制度を実施しています。例えば、推奨店制度では、通常のサイズだけでなく、小盛りサイズを設定することなどで、売り手よし！買い手よし！環境よし！の三方よし!!を実践している事業者を推奨しています。滋賀県の特徴を活かしながら、これらの事業を引き続き実施、拡大してまいります。	御意見を踏まえ、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」の施策を記載しました(P16の6～23行目)。
17	別冊 目標案	P2	資料2-1の9ページに示された現行目標の達成状況について、フードバンク認知度は令和7年度目標80%に対し、令和6年度実績46.3%であり、新計画(資料2-2)では目標を50%に見直しており、これは現実的な数値と考えられる。 一方、事業系食品ロス年間発生量については、現状「○」とされているが、新目標では国方針に合わせて60%削減を掲げており、極めて厳しい数値である。実績値は微減微増を繰り返し、令和5年度で11,541トン、基準値から6年間で約1,000トンしか減少していない。これを令和10年度までにさらに約2,500トン削減することは現状では困難に見える。国方針に沿った目標設定は重要であるが、現実的な達成可能性を確保するため、どのような施策を推進し、どのようなスピード感で削減を図るのか、想定されている対策を教えてください。	目標値については、現状では積み上げ方式による具体的な達成見込みを有していない。 現在の取組としては、「三方よしフードエコ推奨店」として食品ロス削減に取り組む事業者の登録制度を推進し、広く利用を促進するとともに、優良事例の横展開を進めている。 新たな施策として持ち帰りを記載しているが、事業者の持ち帰りの取組を県民に周知し、積極的な利用を促す仕組みを検討している。 大幅な削減を実現するための具体策および目標設定については、今後検討していく。	—

No.	場所		委員意見 (前回部会の会議概要)	事務局回答 (前回部会の会議概要+補足)	対応案
18	別冊 目標案	P2	(No.17の回答に対する続き) 国の方針に沿うことは重要であるが、現実的に達成可能な目標設定も同様に重要である。今後の検討においては、実効性を確保できる数値や施策を踏まえた目標設定が必要であると考えている。	<b>【補足】</b> 国の目標設定では、最近の食品ロスの減少トレンドを鑑みたものになっています。新たな目標に向けた施策として国は食品ロスの発生量が多い工程等において、効果的な取組を強化するとしています。 滋賀県でも食品ロスが多い分野(例えば飲食店の食べ残しや小売店での賞味期限切れ食品の廃棄など)での削減を促進するため、様々な施策を実施していきます。	原案のとおりとしたいと考えています。
19	別冊 目標案	P4	食品ロス削減に関するアンケートは、項目が丁寧かつ詳細であり、食品ロスの概念を理解しやすい内容となっていると評価する。 一方、フードバンク認知度に関するアンケートは、活動内容の説明がなく、単に「知っているか否か」を問う形式であり、回答が「よく知っている」になりにくい構造となっている。フードドライブ推進の記載(資料2-1の12ページ)を踏まえ、フードバンク活動の認知度を測る際には、活動内容や仕組みを事前に提示し、県民に理解を促した上で回答を求めるべきである。 現行の目標達成状況(資料2-1の9ページ)では「フードバンクを知っている人の割合」とされているが、活動や取組内容の理解度を評価する指標に改めることが望ましい。	アンケートの設問については、委員指摘のとおり「フードバンク活動を知っていますか」という問いを設けているが、回答者が理解できるよう、注釈として「フードバンク活動とはこういう活動です」という説明を付記した上で実施している。 <b>【補足】</b> アンケートの回答は理解度によって選択できるものとなっていますので、一定理解度は反映できていると考えています。	原案のとおりとしたいと考えています(P13表)。
20	—	—	フードバンクやフードドライブの推進においては、店舗の協力が不可欠であり、未利用食品の活用が課題である。 フードバンク認知度は目標値を達成していないが、末端では市町での取組を通じ、福祉団体や社会福祉協議会が生活困窮者や子ども食堂への支援として活用している事例が多い。現状では環境施策と福祉施策が連携しておらず、両者を結び付けることで取組が大きく進展する可能性がある。 県計画には限界があるため、市町や関係団体との連携を強化し、役割分担を明確化することが重要である。 福祉分野との協働により、フードドライブやフードバンクの取組は一歩、二歩と前進し、滋賀県独自のモデルとして発展できると考える。年末には募集活動が活発化し、一定の成果が得られている事例もある。	県庁内において福祉部局との意見交換は行っているがさらに連携することで、環境の視点を共有し、フードドライブやフードバンクの重要性を広く認知させることが可能である。 今後は市町を含め、福祉分野との連携をより密にしていきたい。	—
21	—	—	食品ロス削減の取組を事業者数で評価しているが、実際にフードバンクへ流通している量やその減少傾向について、現段階で集計的に把握されているのか教えていただきたい。	食品ロス量の把握については、事業系では国の統計データに依拠し、県内の多量排出事業者等から推計を行っている。業種別の詳細も国の統計に基づく部分が大きい。家庭系についても同様であり、市町が個別に把握している場合もあるが、基本的には国の食べ残しなどの食品ロスの割合を用いて計算している。したがって、県として「どの事業者からどれだけ食品ロスが発生しているか」を正確に把握することは困難であり、小売業等の個別分析も十分には行っていないのが現状である。	—
22	—	—	食品ロス削減において、どの分野で削減余地があるのかを「見える化」することが不可欠である。	—	—